

令和7年1月22日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

「破産管財人等名義口座開設手数料」の新設について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、破産管財人等が手続きのために開設する管理用口座につきまして、口座開設時の確認作業等の事務負担を考慮し、下記のとおり口座開設手数料を新設いたします。

今後とも、お客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和7年3月3日（月）

2. 新設する手数料（税込み）

| 項目 | 新設手数料 |
|----------------------------------|---------------------|
| 破産管財人等特殊口座開設手数料 次のいずれかに該当する口座 | |
| ・ 破産管財人 | 16,500円 (1口座あたり) |
| ・ 相続財産清算人(相続財産管理人) | |
| ・ 不在者財産管理人 | |
| ・ 遺言執行者 | |
| ・ 遺言整理受任者 | |

※ 個人、法人は問いません。

※ 既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含みます。

※ その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

3. その他

ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

以上